

へいせい ねん がつ にち ちょうかく しょうがい かつ ほちょうき しょう

平成29年3月12日から、聴覚に障害がある方（補聴器を使用しても10

きょり けいおんき おと き かつ うんてん

メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）が運転できる

じどうしゃ しゅるい ひろ

自動車の種類が広がります。

あら うんてん じどうしゃ しゅるい 新たに運転できる自動車の種類

じゅうらい
【従来】

しゃりょうそうじゅうりょう
車両総重量

5トン

ふつうじどうしゃ
普通自動車

ふつうめんきょ
普通免許

しんせいど
【新制度】

しゃりょうそうじゅうりょう
車両総重量

3.5トン

7.5トン

ふつうじどうしゃ
普通自動車

ふつうめんきょ
普通免許

じゅんちゅうがたじどうしゃ
準中型自動車

じゅんちゅうがためんきょ
準中型免許

- ① じゅんちゅうがためんきょ しゅとく しゃりょうそうじゅうりょう みまん じどうしゃ うんてん
準中型免許を取得することで車両総重量7.5トン未満の自動車が運転できます。
- ② へいせい がつ にち ふつうめんきょ しゅとく かつ ひ つづ しゃりょうそうじゅうりょう みまん
平成29年3月11日までに普通免許を取得した方は、引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転できます。

※ とくていこうしゃきょうとう と つ ちょうかくしょうがいしやひょうしき ひょうじ じょうけん
特定後写鏡等を取り付けることと聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

※ じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃいがい ほゆう めんきょ しゅるい おう げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃ
準中型自動車、普通自動車以外でも、保有する免許の種類に応じ、原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転することができます。

とくていこうしゃきょう 特定後写鏡 (また ほじょ とりつ ワイドミラー又は補助ミラー)の取付け

じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ うんてん ととき 又 ほじょ とりつ
準中型自動車と普通自動車を運転する時は、ワイドミラー又は補助ミラーを取り付けること
ひつよう
が必要です。

じょうようしゃ と つ れい
乗用車に取り付けるワイドミラーの例



ワイドミラーの例



取付け例

かもつしゃ と つ ほじょ れい
貨物車に取り付ける補助ミラーの例



補助ミラーの例



取付け例

※ げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃ おおがたじどうりにんしゃ ふつうじどうりにんしゃ うんてん ととき とくていこうしゃきょうとう
原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転する時には、特定後写鏡等を
と つ ちょうかくしょうがいしやひょうしき つ ひつよう
取り付けることと聴覚障害者標識を付けることは必要ありません。

ちょうかくしょうがいしゃひょうしき ひょうじ
聴覚障害者標識の表示

じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ うんてん とき まえ うし さだ いち ちょうかくしょうがいしゃひょうしき
準中型自動車と普通自動車を運転する時は、前と後ろの定められた位置に聴覚障害者標識
を付けることが必要です。



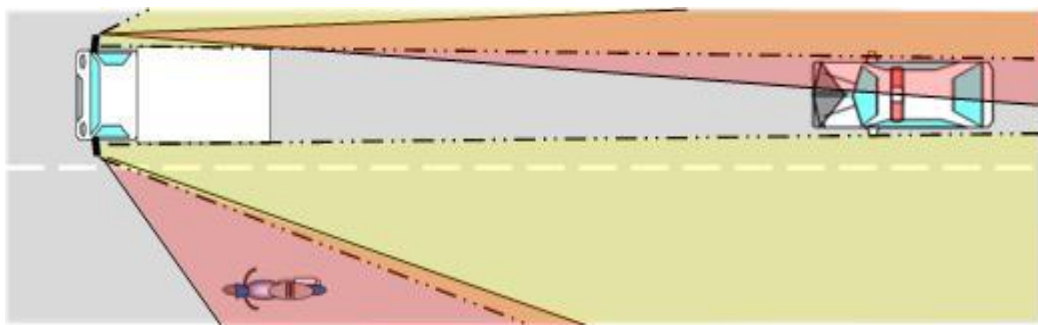
かもつじどうしゃ うし み じゅんちゅうがたじどうしゃなど うんてん とき ほじょ
貨物自動車などの後ろが見えない準中型自動車等を運転する時には、補助ミ
ラーを活用しましょう。

ほじょ
補助ミラーとは

にもつ うし み かもつしゃ さゆう と つ
荷物により後ろが見えない貨物車などの左右のサイドミラー（ドアミラー）に取り付けること
で、自動車の後方の視界を確保することができる鏡の事です。

うんてんせきがわ ほじょ うちむ かくど つ じぶん くるま まうし しかい かくほ
運転席側の補助ミラーは、内向きに角度を付けることで、自分の車の真後ろの視界を確保する
ことができ、緊急車両などを発見し易くします。また、運転席と反対側の補助ミラーは、外向き
に角度を付けることで、運転席と反対側の斜め後方の視界を広げ、サイドミラーの死角にいる自動
二輪車などの車両などを発見し易くします。

※ げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃ おおがたじどうにりんしゃ ふつうじどうにりんしゃ うんてん ほじょ
原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転するときは、補助
ミラーを取り付ける必要ありません。



サイドミラーで見える範囲

補助ミラーで見える範囲

補助ミラーの取付け方法と実際の見え方

補助ミラーは、サイドミラーの角などに取り付けて、本来のサイドミラーの視界の妨げにならないようにしましょう。

貨物車の運転席側に取り付けた補助ミラーの例



真後ろから緊急車両が接近中

サイドミラーでは緊急車両を確認できない。

補助ミラーでは真後ろの緊急車両を確認できる。

貨物車の運転席と反対側に取り付けた補助ミラーの例



サイドミラーの死角にいる自動二輪車

サイドミラーでは自動二輪車を確認できない。

補助ミラーでは死角にいる自動二輪車を確認できる。

といあわ さき
【問合せ先】

けいしちょう ふちゅううんてんめんきょしけんじょう がっかしけんか
警視庁 府中運転免許試験場 学科試験課

TEL 042-365-5656 (直通) FAX 042-365-6790

けいしちょう さめず うんてんめんきょしけんじょう しけんか
警視庁 鮫洲運転免許試験場 試験課

TEL 03-3474-1374 (代表) FAX 03-3474-4210

けいしちょう こうとううんてんめんきょしけんじょう がっかしけんか
警視庁 江東運転免許試験場 学科試験課

TEL 03-3699-1151 (代表) FAX 03-3615-6700